

東洋町下水道事業経営戦略

令和7年3月

東洋町

目 次

1. 事業概要	1
(1) 事業の現況	1
(2) 民間活力の活用等	2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	2
2. 将来の事業環境	4
(1) 処理区域内人口の予測	4
(2) 有収水量の予測	4
(3) 使用料収入の見通し	5
(4) 施設の見通し	5
3. 経営の基本方針	5
(1) 下水道事業の役割	5
(2) 経営方針	5
4. 投資・財政計画（収支計画）	6
(1) 投資・財政計画（収支計画）	6
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	6
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	9
6. その他	9
7. 経営戦略ひな形様式（別紙）	9

東洋町下水道事業経営戦略

団体名	東洋町
事業名	特定環境保全公共下水道事業
策定日	令和7年3月
計画期間	令和7年度～令和16年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成13年度 (供用開始後23年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法適用(一部) 令和6年4月移行
処理区域内 人口密度	21.7人/ha (令和5年度決算統計から)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	1処理区		
処理場数	1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況	高知県汚水処理広域化・共同化計画との調整を図りながら検討中		

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用は、基本水量付段階別遅増型料金体系とし、水道の使用量を基に料金算出を行っています。		
	使用水量	基本料金	超過料金(1m ³ あたり)
業務用使用料体系の 概要・考え方	10m ³ まで	1,000円	なし
	10m ³ を超え20m ³ まで	1,000円	100円
その他の使用料体系の 概要・考え方	20m ³ を超え30m ³ まで	1,000円	110円
	30m ³ を超え50m ³ まで	1,000円	120円
条例上の使用料*1 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	50m ³ を超えるもの	1,000円	130円
	料金は上記料金表により算出した額の合計額に消費税相当額を加えた額とする。10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。		
実質的な使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	営業・団体用は、基本料金と超過料金による料金体系とし、水道の使用量を基に料金算出を行っています。		
	使用水量	基本料金	超過料金(1m ³ あたり)
※過去3年度分を記載	100m ³ まで	12,000円	なし
	100m ³ を超えるもの	12,000円	100円
※過去3年度分を記載	料金は上記料金表により算出した額の合計額に消費税相当額を加えた額とする。10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。		
	該当なし		
※過去3年度分を記載	令和3年度	2,200円(税込み)	
	令和4年度	2,200円(税込み)	
	令和5年度	2,200円(税込み)	
※過去3年度分を記載	令和3年度	2,599円(税込み)	
	令和4年度	2,634円(税込み)	
	令和5年度	2,594円(税込み)	

*1 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*2 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

本町の下水道事業は産業建設課において運営しています。

【産業建設課】職員数 3名

課長 (1名)
課長補佐 (1名)
担当 (1名)
うち、損益勘定支弁職員 1名

(2) 民間活力の活用等

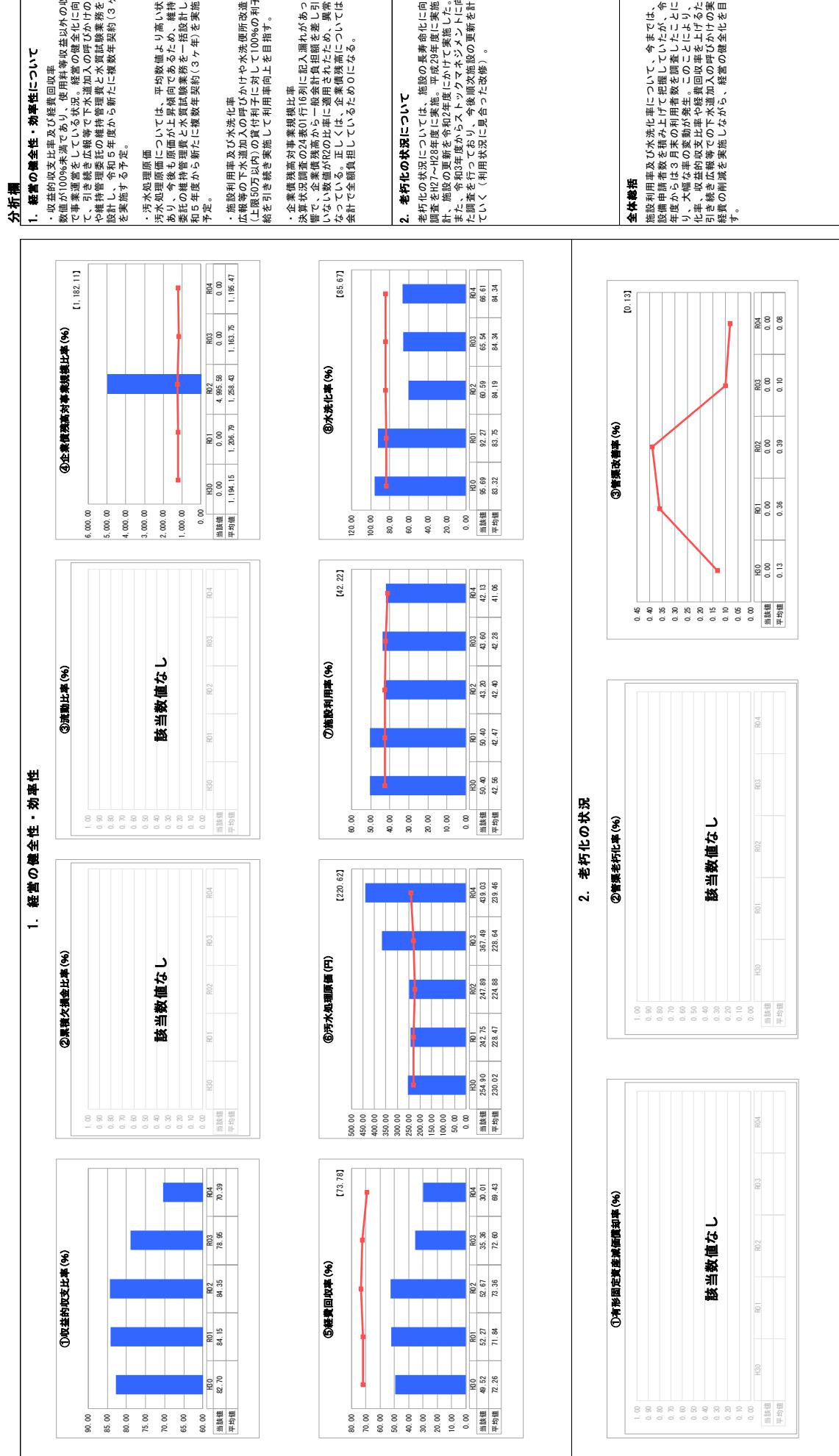
民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化センター、マンホールポンプの管理を民間に委託しています。
	イ 指定管理者制度	現時点では実施していません。
	ウ PPP・PFI	現時点では実施していません。
民間活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	現時点では実施していません。
	イ 土地・施設等利 (未利用土地・施設の活用等)	現時点では実施していません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」（公営企業三課室長通知）による経営比較分析表）は次のとおりです。

經營比較分析表（令和4年度決算）

業種名	業種名	事業名	事業名	管理者の情報										
				賃金不足比率(%)	自己資本比率(%)	該当箇数なし	特定環境保全公共下水道	賃金不足比率(%)	自己資本比率(%)	該当箇数なし	D2	有効率(%)	有効率(%)	1か月20m ³ あたり運営料金(円)
法非適用	下水道事業			-	57.31			100.00						2,200



2. 将来の事業環境

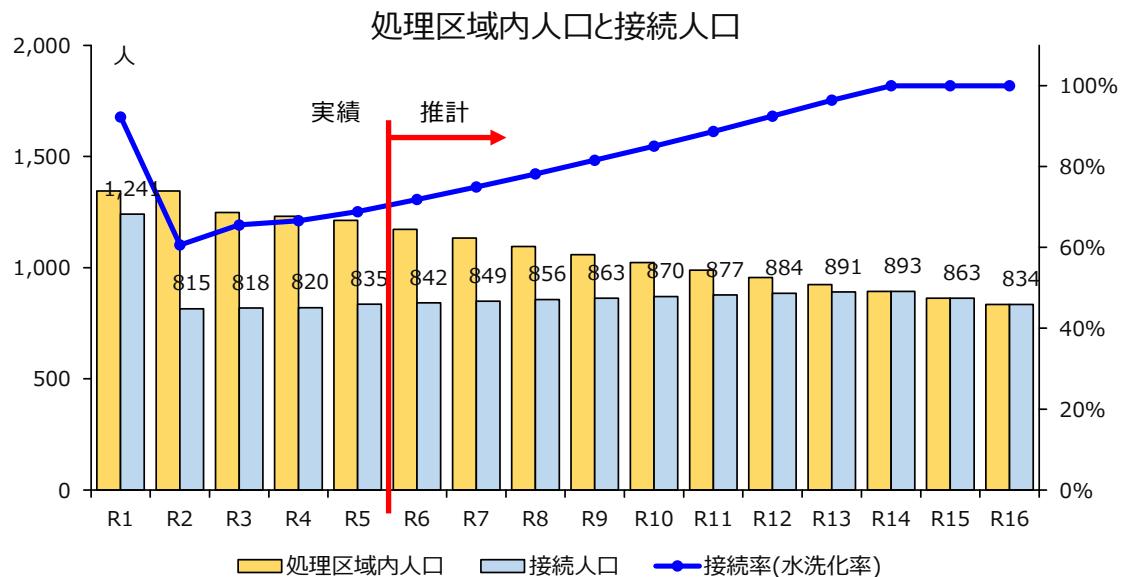
(1) 処理区域内人口の予測

①処理区域内の人口推計

- ・処理区域内の人口は、令和5年度実績に直近3か年（令和3年度～令和5年度）の平均増減率を乗じて推計しました。

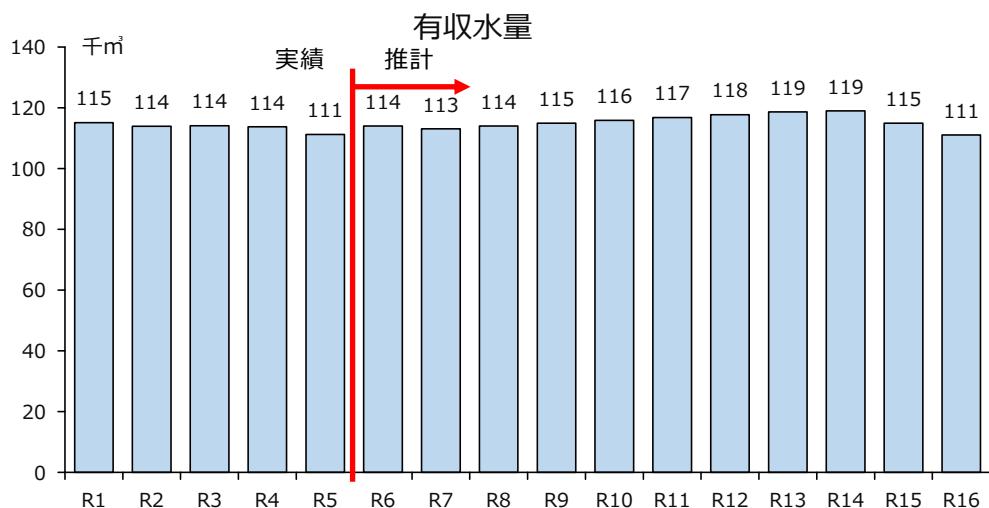
②接続人口の推計

- ・接続人口も同様に令和5年度実績に直近3か年（令和3年度～令和5年度）の平均増減率を乗じて推計しました。



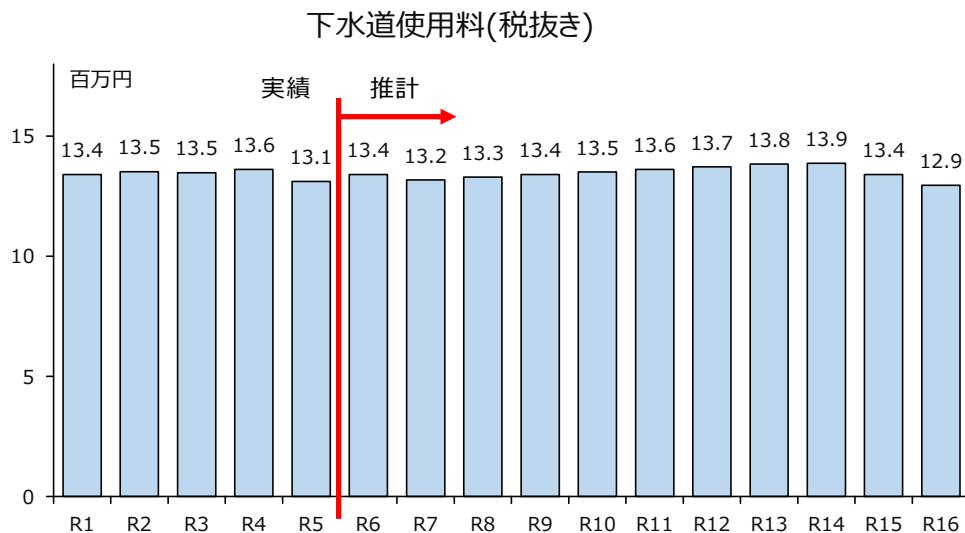
(2) 有収水量の予測

- ・有収水量 = 水洗化人口1人当たり有収水量（令和7年度予算）×水洗化人口（接続人口）



(3) 使用料収入の見通し

- 使用料 = 有収水量 1 m³当たり使用料（令和 7 年度予算）× 有収水量



(4) 施設の見通し

- 本町の集合処理区域は整備が完了しています。
- 施設については、耐用年数を迎えた通信設備、機器等の更新を行い機能強化対策に取り組んでいます。今後も、経営改善に見合った計画的な維持修繕・機械・管路等の更新に取り組んでいきます。

(5) 組織の見通し

- 現在の人員構成が本町の下水道事業を運営していく上での最低ラインと考えています。今後、下水道事業の広域化や民間事業者等との連携による経営の効率化を検討しつつ、下水道経営技術の維持・継承についても経営に支障をきたすことのないよう継続的に検討します。

3. 経営の基本方針

(1) 下水道事業の役割

生活水準の向上に伴う生活排水等による河川汚濁を改善し、環境、水質を保全するため本町では、下水道事業に取り組み、平成 13 年 4 月において共用を開始しています。

今後とも、環境、水質保全の観点から更なる加入者増加に向けての取組が必要とされます。また、当該処理区域外については、合併浄化槽設置の促進を図ります。

(2) 経営方針

下水道事業は、公営企業として水道事業と同様に利用者からの料金によって賄う事業です。

水洗化率は、近年横ばい状態にあり、令和 5 年度末時点で 68.8% となっています。今後とも、下水道施設への加入促進を図ります。

一方、今後は、少子高齢化の進行に伴う人口減少などにより使用料の減収が想定される中、施設・設備の老朽化による修繕費用等の増加が見込まれ、下水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しくなることが予想されます。

今後、健全な経営を行っていくためには、コスト縮減を合理的に進めていくことが必要です。

また、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目標	・本町では、将来の事業環境を踏まえ、次のとおり目標値を設定しています。			
	<目標> 計画期間 令和 16 年度末における目標			
	水洗化率	(実績) 令和 5 年度 68.8%	(目標) 令和 11 年度 75.9%	(目標) 令和 16 年度 84.4%
<投資の目標に関する考え方>				
・下水道共用区域において、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全や適正な下水道事業経営に資するため、広報による普及啓発を引き続き実施します。				

上記目標の達成に対応するため、計画期間内において次の事業を予定しています。

【計画期間内の事業計画】

- ・管路整備事業 475 百万円（令和 7～16 年度）

【管渠、処理場等の建設・更新に関する事項】

- ・生活排水処理を進めるため、管渠整備や合併浄化槽の整備を進めています。

【投資の平準化に関する事項】

- ・下水道事業における投資については、計画期間内にストックマネジメント計画を策定し、補助事業を主体とした事業費の平準化を実施していきます。

【防災・安全対策に関する事項】

- ・施設の耐震化等を進めます。

【その他】

- ・該当ありません。

②収支計画のうち財源についての説明

目標	・本町では、将来の事業環境を踏まえ、次のとおり目標値を設定しています。							
	<目標> 計画期間 令和 16 年度末における目標							
・経常収支比率 100%以上を目指します。								
<財源の目標に関する考え方>								
・経常収支比率は、当該年度の経常収益で維持管理費等の経常費用をどの程度賄えているかを示す指標であり、健全経営を続けていくために単年度収支の黒字化を目指します。								

【使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項】

- ・使用料収入は、有収水量×有収水量当たりの使用料で算定しました。
- ・水洗化率の向上による使用料収入の増収を図るため、接続の促進（広報による周知）を引き続き実施します。
- ・今後の人囗減少や排水需要の見通しを踏まえ、必要に応じて下水道使用料の改定について、令和6年度から継続して今後も検討します。
- ・使用料改定の必要性検討時期：令和7年度、令和11年度、令和16年度

【企業債に関する事項】

- ・建設改良費から特定財源（国庫補助金、出資金等）を控除した額に対し、起債を充てる予定としています。
- ・過年度の施設整備に要した企業債の元金償還に対して資本費平準化債を予定しています。
- ・新規発行企業債の発行条件は、元利均等方式、償還期間30年、うち据置5年、利率は2.0%以内で想定しています。

【繰入金に関する事項】

- ・国が示している一般会計からの繰出しの基本的な考え方沿って、繰入する試算としています。
- ・また、下水道施設の資本費及び維持管理に係る他会計出資金、補助金として財政部局と協議の上、基準以外の繰入金も一般会計から繰入する試算としています。

【資産の有効活用に関する事項】

- ・現在、遊休資産が存在しないため、本計画では反映しておりません。なお、今後、人口減少等により使用されなくなった施設等が生じた場合、その活用について検討します。

【その他】

- ・生活排水処理の意義や下水道事業の経営状況等について周知を図り、使用料収入の未納解消に努めます。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

【民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）】

- ・業務の効率化や業務の効率化や経費削減のため平成27年度から行っている、維持管理と水質試験業務を一括で設計、複数年契約による民間への維持管理業務委託を引き続き実施してきます。
- ・PPP/PFIなどについては、本計画では反映しておりませんが、全国の先進事例及びそれらのもたらす効果等を勘案して、今後検討していきます。

【職員給与費に関する事項】

- ・令和7年度予算における「1人当たりの年間給与費」に「職員数」を乗じて試算しています。

【動力費、光熱水費、通信運搬費、修繕費、委託費、その他に関する事項】

- ・令和7年度予算に物価上昇率を乗じて試算しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町だけの取組みには限界があるため、県及び近隣自治体と足並みを揃えて、中長期的な将来を見据えて共同化等を検討していきます。
投資の平準化に関する事項	計画期間中に、長期的な視点で効率的な資産管理を図るためのストックマネジメントを策定し、事業の平準化を図りながら施設整備を進めます。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFIなど）	PPP/PFIなどについては、本計画では反映しておりませんが、全国の先進事例及びそれらのもたらす効果等を勘案して、今後検討していきます。全国の先進事例及びそれらのもたらす効果等を勘案して、今後検討していきます。
その他の取組	現時点では、特にありません。

②今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性についても継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく必要があります。
資産活用による収入増加の取組について	下水熱・下水汚泥・発電等のエネルギー利用の取組などや、人口減により使用されなくなった施設等の活用については、今後検討していきます。
その他の取組	現時点では、特にありません。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	他自治体の先進的取組事例の調査を行い、民間活用における官民のリスク分担やそのことによる利害得失（リスク及びメリット）を把握すると共に、個別業務のアウトソーシングから包括的民間委託の導入や施設改修に関わる DBO の導入など段階的な検討を継続的に実施します。 また、身近なテーマとして、維持管理、保守点検及び清掃等について、委託方法や委託範囲の変更とそれに伴う影響やコストの増減等を勘案しつつ、引き続き、民間活力の活用を検討していきます。
職員給与費に関する事項	施設整備更新を進めていくためには、技術系職員及び事務系職員共に人員削減は困難であるものの、事務処理の効率化や組織統合といった職員給与費に関する事項について検討していきます。
動力費に関する事項	現時点では、特にありません。
薬品費に関する事項	現時点では、特にありません。
修繕費に関する事項	施設の老朽化が進んでおり、今後、修繕が必要になってきます。修繕計画の立案により修繕費の節約及び平準化を図るとともに、施設の定期点検等による施設の長寿命化を図っていきます。
委託費に関する事項	対象設備と人件費を適正に算出し、委託料を設定していきます。また、民間活力の活用を検討するなかで、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。
その他の取組	現時点では、特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCA サイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証・対応していきます。 また、使用料金の変更や民間活力の活用等により、収支計画の変更が必要となる場合においては、本戦略を見直しするほか、概ね 5 年ごとに総合的な検証を行ない、さらなる現状分析や社会状況の変化などを考慮し、本戦略を更新します。
---------------------	--

6. その他

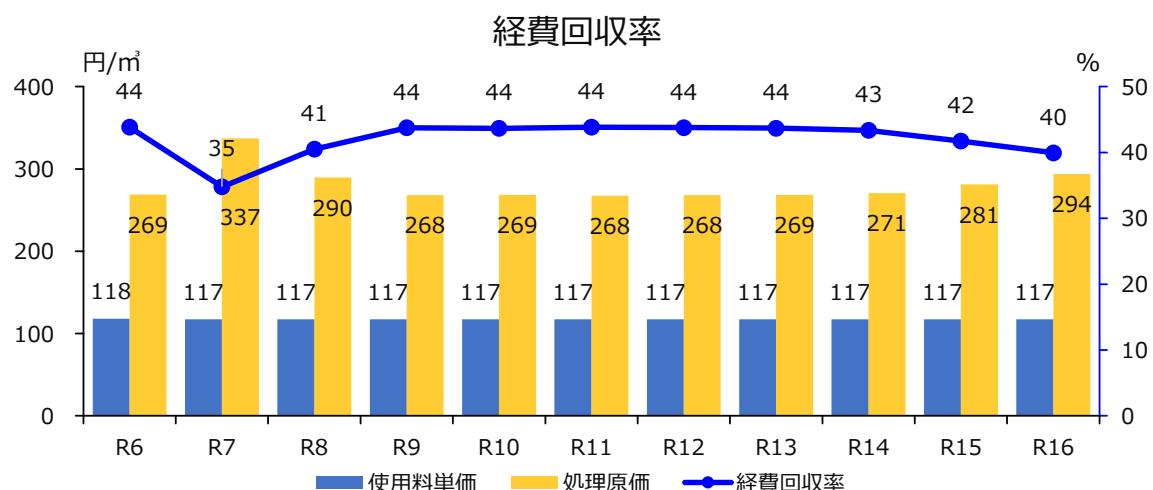
①経費回収率向上に向けたロードマップ

経費回収率は、汚水処理に係る費用が、どの程度使用料収益で賄えているかを表した指標であり、経費回収率が 100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料収益以外の収入で賄われていることを意味します。

本町の下水道事業における経費回収率は、経営比較分析表に示したとおり、令和 4 年度において 30%（公営企業会計法の適用前の指標値）であり 100%を下回っています。

一方、有収水量は、少子高齢化等の影響による処理区域人口の減少にあります、下水道接続の普及を図ることにより、計画期間末の令和 16 年度には、令和 4 年度の 98%程度にとどまる見込みであり、使用料収益も同様の見込みとなっています。

本町の下水道事業は令和 6 年度から公営企業会計法の適用に移行したことにより、経費回収率は令和 6 年度決算見込みでは 44%となっておりますが、この動向をモニタリングして、定期的な料金体系の見直しを図り、経費回収率の向上につなげます。



7. 経営戦略ひな形様式（別紙）

「経営戦略策定・改定マニュアル（令和 4 年 1 月改定 総務省）」に示された「経営戦略ひな形様式（別紙）」を次のとおり添付します。

別紙 様式第 2 号（法適用企業・収益的収支）投資・財政計画（収支計画）

別紙 様式第 2 号（法適用企業・資本的収支）投資・財政計画（収支計画）

別紙 原価計算表

投資・財政計画 (収支計画)

区分		年 度		前々年度 (決算)		前年度 (決算)		本年度 (決算)		2026 R8		2027 R9		2028 R10		2029 R11		2030 R12		2031 R13		2032 R14		2033 R15		2034 R16	
取 収	1. 営 業 収 益 (1) 料 金 収 入 うち雨水処理負担金(公費負担)	(A)	-	13,440	13,276	13,385	13,493	13,602	13,711	13,819	13,928	13,959	13,493	13,043	-	-	13,865	13,834	13,725	13,508	13,399	13,384	13,399	12,949			
益	(2) 受 託 工 事 収 益 (3) そ の 他	(B)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
取 収	2. 営 業 外 収 益 (1) 補 助 金 他会計補助金	(C)	-	96,718	99,466	93,698	91,096	94,610	100,597	99,297	99,898	99,900	99,900	99,900	100,302	100,804	100,302	100,804	61,800	58,000	54,800	57,400	63,168	60,558	63,168	60,558	63,100
益	(2) 長 期 前 受 金 戻 入 (3) そ の 他	(D)	-	36,159	36,297	36,295	36,609	38,796	37,796	37,697	37,699	37,701	37,703	37,701	37,703	37,701	37,703	37,701	37,703	37,701	37,703	37,701	37,703	37,701	37,703		
取 収	収 入 入 計	(E)	-	110,158	112,742	107,083	104,589	108,212	114,307	113,116	113,826	113,859	113,796	113,796	113,796	113,796	113,796	113,796	113,796	113,796	113,796	113,796	113,796	113,796	113,796		
的 収 益	1. 営 業 費 用 (1) 職 員 給 与 費 基 本 給 退 職 給 付 費	(F)	-	92,441	100,912	96,058	93,859	96,521	100,680	99,228	99,484	99,800	99,936	99,936	100,257	-	-	6,027	5,910	5,966	6,027	6,088	5,965	6,026	5,965		
的 収 益	(2) 経 動 費 修 繕 費 そ の 他	(G)	-	4,917	5,852	5,911	5,967	6,029	6,029	5,910	5,966	6,027	6,088	6,088	6,026	-	-	2,984	2,924	2,953	2,983	3,013	2,952	2,982	2,982		
的 収 益	(3) 減 価 損 出 2. 営 業 外 費 用 (1) 支 払 利 息 (2) そ の 他	(H)	-	2,601	2,896	2,925	2,954	2,954	2,954	2,953	2,953	2,953	2,953	2,953	2,952	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0		
的 収 益	支 出 経 常 損 益 (C)-(D)	(I)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0			
特 別 収 益	特 別 利 益 (F)-(G)	(J)	-	18,513	25,298	20,061	17,736	17,913	18,092	18,272	18,454	18,638	18,824	19,011	-	-	63,473	63,477	65,834	69,865	68,109	68,053	68,055	68,059			
特 別 収 益	特 別 損 益 (H)	(K)	-	8,671	8,845	4,728	4,775	4,823	4,871	4,920	4,969	5,019	5,069	5,120	5,171	-	7,000	9,005	8,696	9,700	11,642	11,898	12,312	12,028			
当 年 度 純 利 益 (又は純損失)	-	-	-	1,671	2,756	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	2,760	-	1,819	1,837	1,856	1,874	1,893	1,912	1,931	1,970			
継 越 利 益 剰 余 金 又は累積欠損金	(1)	-	-	101,112	109,757	105,063	102,555	106,221	112,322	111,126	111,796	111,829	111,759	111,850	111,850	-	-	2,020	2,034	1,991	1,985	1,990	2,030	2,030	1,998		
流 動 資 産	特 別 利 益 (E)	(L)	-	9,046	2,985	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	63,996	77,884	110,610	111,832	135,870	199,300	266,792	313,275	366,994	421,579	475,859
流 動 負 債	特 別 損 益 (F)-(G)	(M)	-	410	350	350	350	360	360	360	360	360	360	360	340	-	2,167	1,066	920	870	870	880	890	900	910	910	
累 積 損 金 比 率	(1) ÷ $\{(A)-(B)\} \times 100$	(N)	-	85,707	81,318	75,971	64,718	55,787	44,172	37,463	30,245	23,523	23,553	27,589	29,586	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	-	-	-	82,786	79,513	74,304	63,105	54,156	42,555	35,830	28,594	27,700	28,000	27,434	-	-	13,440	13,276	13,493	13,711	13,819	13,928	13,959	13,493	13,043		
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 $(L) \div (M) \times 100$	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 溶 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 す た 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 す た 資 金 不 足 比 率 $(N) \div (P) \times 100$	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

投資・財政計画（収支計画）

区分		年 度		前々年度 (決算)		前年度 (決算見込)		本年度 R7		2026 R8		2027 R9		2028 R10		2029 R11		2030 R12		2031 R13		2032 R14		2033 R15				
資本的取扱	資本的取扱	1. 企 業	債 債	52,978	52,300	40,000	100,000	140,000	40,000	40,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	2. 他 会 計	資 本 費 用 平 準 化 債 債	52,978	50,000	32,500	0	0	34,000	26,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	3. 他 会 計	資 助 金	52,442	20,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000			
資本的取扱	資本的取扱	4. 他 会 計	負 担 金	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	5. 他 会 計	借 入 金	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	6. 国 (都道府県) 補 助 金	—	0	0	7,500	6,000	147,500	6,000	13,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	7. 固 定 資 産	売 却 代 金	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	8. 工 事	負 担 金	—	720	720	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	9. そ の 他	—	8,250	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	(A) 計	—	114,390	73,030	97,500	156,000	337,500	96,000	103,500	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000				
資本的取扱	資本的取扱	(B) (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	純計 (A)-(B)	—	114,390	73,030	97,500	156,000	337,500	96,000	103,500	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000				
資本的取扱	資本的取扱	1. 建 設 改 良 費	—	8,334	5,584	15,000	120,000	295,000	12,000	27,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100			
資本的取扱	資本的取扱	2. 企 業 債 債	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	3. 他 会 計 長 期 借 入 金	—	79,616	82,786	79,513	74,304	63,105	54,156	42,555	35,830	28,594	27,700	27,700	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000			
資本的取扱	資本的取扱	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	5. そ の 他	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	(D) 計	—	87,950	88,370	94,513	194,304	358,105	66,156	69,555	35,930	28,694	27,800	27,800	28,100	28,100	28,100	28,100	28,100	28,100	28,100	28,100	28,100	28,100	28,100			
資本的取扱	資本的取扱	(E) 資本的支出額に不足する額 (D)-(C)	—	0	15,340	0	38,304	20,605	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	1. 損 益 項 定 留 保 資 金	—	0	13,946	0	24,806	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	2. 利 益 剰 余 金	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	3. 繰 越 工 事 資 金	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	4. そ の 他	—	0	1,394	0	13,498	20,605	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	(F) 計	—	0	15,340	0	38,304	20,605	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	(E)-(F) 不 足 額	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資本的取扱	資本的取扱	企 業 債 債 残 高 (G)	—	605,118	574,633	535,120	560,816	637,711	623,555	621,000	585,170	556,576	528,876	500,876	500,876	500,876	500,876	500,876	500,876	500,876	500,876	500,876	500,876	500,876	500,876			
○他会計繰入金																												
区分	区分	年 度	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27		
取扱	取扱	支 分	支 分	60,558	60,000	57,400	54,800	58,000	61,800	61,500	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200		
資本的取扱	資本的取扱	うち基準内繰入金	うち基準外繰入金	—	60,558	60,000	57,400	54,800	58,000	61,800	61,500	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	62,200	
資本的取扱	資本的取扱	支 分	支 分	—	52,442	20,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
資本的取扱	資本的取扱	うち基準内繰入金	うち基準外繰入金	—	113,000	80,000	107,400	104,800	108,000	111,800	111,500	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	112,200	
合 計	合 計																											

原価計算表

供用開始年月日 平成 13 年 4 月 25 日
 処理区域内人口(R5決算) 1,213人
 計算期間 自 : 令和 7 年 4 月
 至 : 令和 17 年 3 月
 (10年間)

収入の部

項 目		金額(千円)		
		最近1箇年間の実績 (R6年度決算見込)	投資・財政計画計上額 (10年間平均) (A)	公費負担分 (10年間平均) (B)
使 用 料 (X)		13,399	13,477	0
受 託 工 事 収 益		0	0	0
そ の 他		96,759	98,061	0
合 計		110,158	111,538	0
				111,538

支出の部

項 目		金額(千円)		
		最近1箇年間の実績 (R6年度決算見込)	投資・財政計画計上額 (10年間平均) (A)	公費負担分 (10年間平均) (B)
管 渠 ・ 处 理 場 費	動 力 費	2,994	4,947	0
	修 繕 費	2,997	1,903	0
	材 料 費	0	0	0
	薬 品 費	0	0	0
	委 託 料	14,916	15,176	0
	そ の 他	307	422	0
小 計		21,214	22,448	0
一 般 管 理 費	人 給 料	2,601	2,957	0
	件 諸 手 当	1,322	1,709	0
	費 福 利 費	994	1,309	0
	流域下水道管理運営費負担金	0	0	0
	委 託 料	0	0	0
	そ の 他	3,290	3,632	0
	小 計	8,207	9,606	0
資 本 費	支 払 利 息	7,000	7,995	7,995
	減 價 償 却 費	63,020	66,620	66,620
	そ の 他 経 費	1,671	2,760	2,760
	小 計	71,691	77,374	77,374
合 計 (Y)		101,112	109,428	77,374
資 産 維 持 費 (Z)		料金算定期間(開始) 償却資産(期首残高) 1,643,189	料金算定期間(終了) 償却資産(期末残高) 1,040,724	料金算定期間 償却資産(平均残高) 1,341,956
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)		※資産維持費 = 料金算定期間の平均償却資産残高 × 資産維持費率 (営業及び営業外費用)+(資産維持費)		資産維持費率※ (標準値) 3%

料金収入 / (料金対象経費 + 資産維持費) : (X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 18.6

料金水準についての説明

一般家庭用は基本水量に対する基本料金と超過水量(水量段階別)に応じた使用料金による料金体系といたします。

・基本料金 : 10m³まで1,000円

・超過料金 : 10m³超え20m³まで100円、20m³超え30m³まで110円、30m³超え50m³まで120円、50m³を超えるもの130円

使用料の見直しについては、経営環境の様々な変化をモニタリングし、今後の料金改定の必要性について継続的に検討を続け、財源の確保を図っていく考えといたします。